

城山地区防災計画 概要版

I	総 則	
1	地区防災計画の目的	1
2	計画の推進体制	1
3	計画の修正	1
4	組織編成	1
5	土砂災害・水害の危険性	3
6	地区住民・自主防災隊等の役割	4
II	災害予防計画	
1	自主防災隊等の育成支援	5
2	自主防災隊等の編成と各班の役割	5
3	城山地区の防災組織の期別活動モデル	7
4	防災知識の普及・啓発	8
5	災害に備えた各家庭での取組	8
6	防災訓練の実施	9
III	応急対策計画(地震・風水害)	
1	城山地区災害対策本部の設置	10
2	情報の収集・伝達	10
3	災害時における情報収集・伝達・避難等の流れ	10
4	応急対策活動	13
	資 料	
1	城山地区防災計画策定協議会会則	17
2	城山地区防災計画策定協議会委員名簿	19
3	会議の経過	19

(令和4年4月)

城山地区防災計画修正検討協議会

I 総 則

1 地区防災計画の目的

平成23年3月の東日本大震災では、地震や津波によって多くの市町村職員が被災する等、本来被災者を支援すべき行政自体が被災し、行政機能（公助）が麻痺した。このことから、大規模広域災害時における「公助の限界」が明らかになるとともに、自助、共助及び公助がかみ合わないと、大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないことが認識された。

このため、本計画においても「自助」・「共助」の考え方を基本方針とし、大地震、風水害及び雪害など様々な災害における地区の特性に応じた危険性を考慮し、発災時に市民や地域自らが対応できる体制づくりを推進することにより、地域における防災力を高めることを目的とする。

2 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、単位自主防災隊が主体的に計画を推進する。

また、城山地区連合自主防災隊が計画推進を総括する。さらに、災害時要援護者に対して効果的な避難支援活動を行うため、自主防災隊と民生委員・児童委員等との連携を強化する。

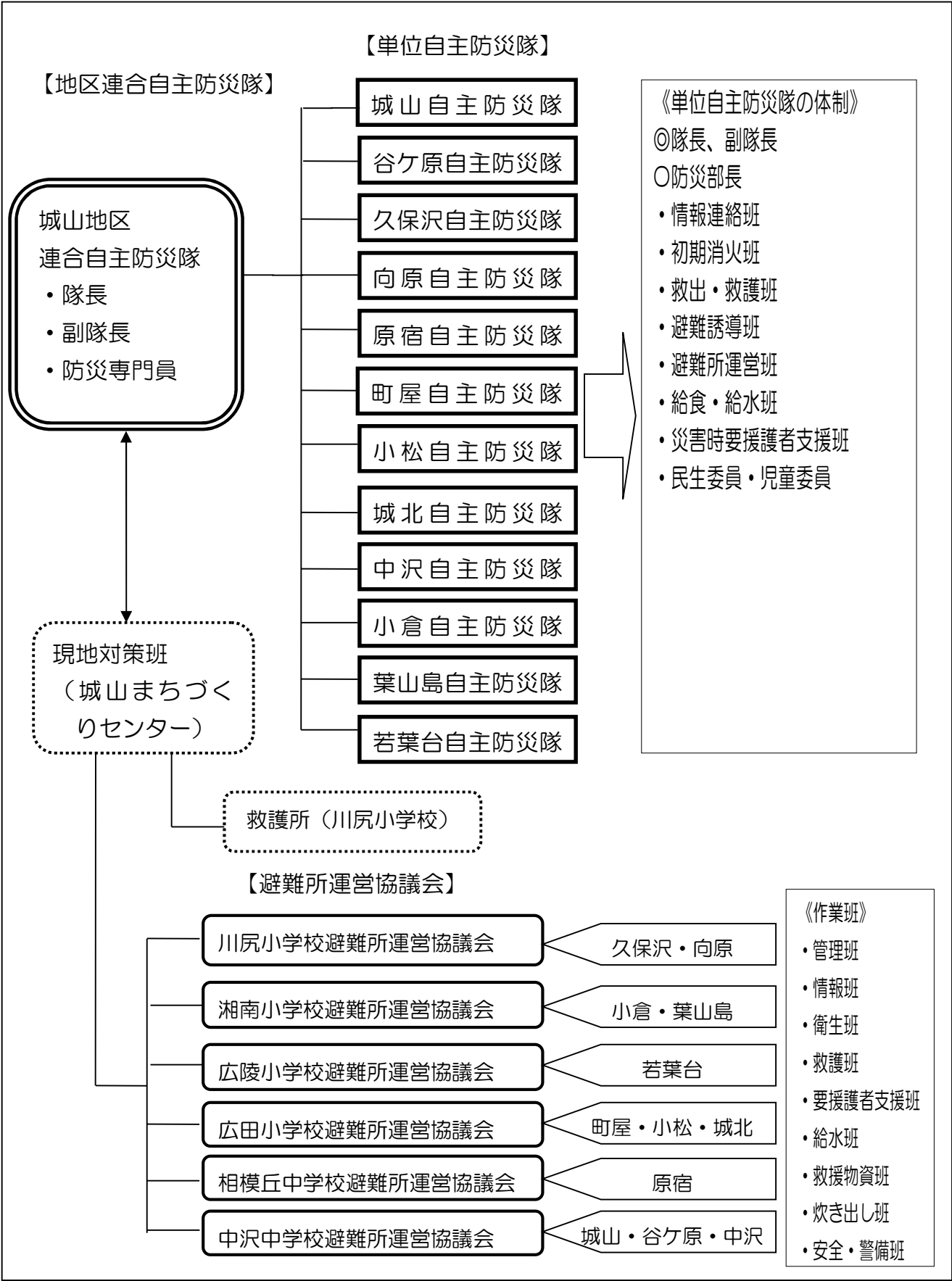
3 計画の修正

この計画は、必要に応じて検討を加え修正します。その際は、多様な意見を反映できるよう、災害時要援護者支援団体や地域企業等の参画を促進する。

4 組織編成

計画を推進するための組織編成は、次のとおりとする。

城山地区組織編成図



5 土砂災害・水害の危険性

城山地区内における土砂災害・洪水の危険がある地区は、次のとおりである。（詳細は、相模原市ハザードマップ（洪水・土砂）、さがみはら防災マップ等を参照。）

R4.4.1 現在

町丁名	対象世帯	対象人数	土砂洪水重複	土砂災害	洪水		
					相模川	境川・小松川	串川
城山1丁目	401	958		●			
城山3丁目	84	180		●			
城山4丁目	205	419		●			
谷ヶ原1丁目	173	307		●			
谷ヶ原2丁目	82	214		●			
久保沢2丁目	320	737		●			
久保沢3丁目	323	724		●			
向原2丁目	215	528		●			
向原3丁目	289	705		●			
川尻（向原）	38	80		●			
町屋2丁目	419	873				●	
町屋3丁目	584	1,255				●	
町屋4丁目	746	1,742				●	
広田	149	331				●	
川尻（城北・小松）	299	687	★	●		●	
中沢	268	573		●			
小倉	216	500	★	●	●		●
葉山島	145	308	★	●	●		
若葉台1丁目	121	262		●			
若葉台3丁目	212	464		●			
若葉台4丁目	20	41		●			
若葉台5丁目	252	523		●			
若葉台6丁目	98	207		●			
若葉台7丁目	193	420		●			

6 地区住民・自主防災隊等の役割

(1) 地区住民

平常時には、防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加するとともにマイ・タイムラインの作成などにより日頃から自分や家族の避難行動に備え、風水害の危険が高まったときには、市の避難情報の発令を待つことなく、自らの判断で「安全な親せき、知人宅へ避難する」などの行動がとれるようにする。

災害時には、近隣世帯が相互に協力して助け合うとともに、各防災関係機関・団体の行う災害対策活動に協力する。

(2) 自主防災隊

平常時には、地区内の危険箇所の把握等を行うとともに、地区住民の参加、地区事業者との連携を促進させる等、地区全体の防災力を向上させる取り組みを実施する。

災害時には、情報の収集・伝達、救出・救護、初期消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の避難支援等を実施する。

(3) 避難所運営協議会

平常時には、施設管理者との間で、避難所として使用できる施設範囲を取り決めておくとともに、避難所の開設に必要な資機材の点検を行う。

災害時には、会長を中心として避難所運営の統括を行うとともに、相模原市災害対策本部緑区本部城山現地対策班、各自主防災隊及び地区連合自主防災隊との連携を図る。

(4) 事業者

平常時には、管理する施設及び設備の耐震性の確保、初期消火、救出・救護等のための資機材の整備を行うとともに、発災時に従業員のとるべき行動を明確にする。

災害時には、行政機関、地区住民及び自主防災隊等と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救護、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。

(5) 中高層¹・共同住宅管理者等

平常時には、建物及び設備の耐震性の維持・確保、居住者の生活支援用設備・資機材の整備、共同住宅内の自主防災体制の整備などを行うとともに、周辺住民や自主防災隊等との連携強化に努める。

災害時には、居住者等の防災活動を統括するとともに、中高層階居住者の生活支援対策を実施するよう努める。

¹ 高さが12メートル以上又は地階を除く階数が4以上の建築物（相模原市中高層建築物の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例）

II 災害予防計画

1 自主防災隊等の育成支援

地区連合自主防災隊は、地区防災活動の推進を図るため、単位自主防災隊や避難所運営協議会の円滑な組織運営を推進するとともに、単位自主防災隊の防災部長や防災専門員の活動を支援する。

また、自主防災隊が災害時に有効に活動できるよう、組織の充実強化を図るための訓練等を支援する。

2 自主防災隊等の編成と各班の役割

災害の規模や活動の状況等に応じて円滑な防災活動を行えるよう、以下の基本的な役割に沿った組織編成とする。

(1) 単位自主防災隊²

	平常時	災害時
隊長	組織を指揮総括、地区連合自主防災隊との連絡調整	
副隊長	自主防災隊長を補佐	
防災部長	地域の状況を把握	地域の被害状況を把握
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練の実施	被害状況等の情報収集、伝達
初期消火班	消火技術等を習得	初期消火活動を実施
救出・救護班	救出・応急手当の技術を習得	負傷者等の救出・救護活動を実施
避難誘導班	避難経路の安全等をチェック	避難者の避難誘導を実施
給食・給水班	炊き出し方法等を習得	秩序ある給食・給水活動を実施
避難所運営班	避難所運営訓練を実施	自主的な避難所運営を実施
災害時要援護者支援班	要援護者の支援方法を確立	要援護者の支援活動を実施

² 各自主防災隊の実情を考慮し、複数の班を一つの班に集約するなどの運用も可能とする。

(2) 地区連合自主防災隊

	平常時	災害時
隊長	隊の総括 現地対策班等との連絡調整	
副隊長	地区連合自主防災隊長の補佐	
防災専門員	地区防災に係る指導・助言	災害対応に関する指示・誘導
隊	地区防災訓練等を計画・実施	災害情報の収集・整理・伝達

(3) 避難所運営協議会

班	平常時	災害時
管理班	避難所運営方法等の検討 及び訓練の実施	居住区画・共有区画の設定・整理
情報班		避難者の入退所の管理・情報提供
衛生班		トイレ・ごみ集積場の設置・管理
救護班		負傷者の救護・救護所への搬送
要援護者支援班		高齢者・障害者・妊産婦等の生活支援
給水班		飲料水・生活用水の確保
救援物資班		生活必需品の管理・配布・要請・受入
炊き出し班		食料管理・炊き出し
安全・警備班		安全管理・夜間の巡回警備

3 城山地区の防災組織の期別活動モデル

	時間の経過	被害の状況等	地域の防災組織の主な活動内容	活動指針
平常時			<ul style="list-style-type: none"> 組織の充実 地域の状況把握 関連情報の提供、住民の意識啓発 防災訓練の実施 防災資機材等の整備 災害時要援護者の把握 他の防災関係組織との連携 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 組織の充実、備えの充実を図り、災害時の対応能力を高める </div>
災害	初動期 ↓ 災害発生	<ul style="list-style-type: none"> 火災の発生、家屋の倒壊、土砂災害 人的被害の発生 ライフラインへの被害、交通のマヒ 避難開始 	<ul style="list-style-type: none"> 初期消火 負傷者等の救出・救助 医療・救護活動 避難者の誘導 災害時要援護者への支援 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 近隣の安全を確保するための活動を率先して行う </div>
	緊急期 ↓ 数時間後	<ul style="list-style-type: none"> 延焼の拡大 ライフライン等の応急復旧作業の開始 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設 避難所の運営・支援 	
被害時	救援期 ↓ 2~3日程度	<ul style="list-style-type: none"> 火災の鎮火 被害の鎮静化 ライフライン等の一部復旧~全面復旧 	<ul style="list-style-type: none"> 正確な情報の収集と提供 避難所の管理運営 食料・飲料水等の支給 災害時要援護者への支援 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 地域の被災者の自立を支援するための活動を組織的に行う </div>
	復旧期 ↓ 1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> 長期避難対策の実施 各種機能の回復作業の実施 応急仮設住宅の供給手続きの開始 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の管理運営 ↓ 避難所運営本部の解散 	

4 防災知識の普及・啓発

地区連合自主防災隊は、地区住民の防災意識の高揚を図るため、防災知識の普及・啓発を行います。主な普及・啓発事項は次のとおりとする。

- ① 各家庭における防災上の留意事項
- ② 地震発災後72時間における活動の重要性
- ③ 食料等を3日以上確保することの重要性
- ④ 住宅等の安全対策
- ⑤ マイ・タイムライン作成
- ⑥ 風水害時の避難行動
- ⑦ ペットを飼育している飼い主に対する災害への備え
- ⑧ トイレが使用不能になった場合の対策
- ⑨ 防災メールの登録など、防災情報を自ら収集する手段の習得
- ⑩ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の避難行動
- ⑪ 新型コロナウイルス等の感染症対策

5 災害に備えた各家庭での取組

(1) 月に一度は「さがみはら1分間行動訓練」³や家族全員の防災会議を開くなど、地震災害を想定して、わが家の安全対策や避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどの話し合いを行う。

また、非常持ち出し品や防災用具の点検や補充を随時実施する。

(2) 大雨や台風に備えて、ハザードマップやさがみはら防災マップを活用し風水害時に避難する必要があるか確認する。また、「いつ・どこに・どのように」避難するかなどを時系列的に整理した「マイ・タイムライン」を作成する。

(3) ペットを飼育している家庭は、ペット用の避難用品の用意やペットが迷子になってしまった場合に備えた身元の表示、ワクチンの接種など、ペットの災害対策を実施する。

³ 大規模地震発生後の1分間で、落ち着いて適切な行動を取るための訓練(①身の安全の確保・②出口(避難路)の確保・③火の始末)

6 防災訓練の実施

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、次のような防災訓練を実施する。

(1) 単位自主防災隊

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 避難訓練
- ④ 救出・救護訓練
- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ 図上訓練等[災害想像ゲーム(DIG)・クロスロードゲーム]

(2) 避難所運営協議会

- ① 避難所運営訓練
- ② 避難所運営ゲーム(HUG)

(3) 連合自主防災隊

- ① 総合訓練
- ② 体験イベント型訓練
- ③ 図上訓練等

Ⅲ 応急対策計画(地震・風水害)

1 城山地区災害対策本部の設置

城山地区災害対策本部は、城山地区連合自主防災隊で構成し、城山地区連合自主防災隊長が総括する。次の場合には、城山まちづくりセンター事務室内に城山地区災害対策本部を設置する。

① 相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合	自動参集
② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	
③ 特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）が発表された場合	
④ 地区に甚大な災害被害が想定される場合など城山地区連合自主防災隊長が必要であると認めた場合（市現地対策班と調整した後）	隊長が招集

2 情報の収集・伝達

地区本部は、被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、次の方法により、情報の収集・伝達を行う。

- ① テレビ
- ② ラジオ
- ③ 各種電話
- ④ 防災行政無線（ひばり放送）
- ⑤ FAX
- ⑥ インターネット
- ⑦ 伝令等

3 災害時における情報収集・伝達・避難等の流れ

(1) 地震の場合

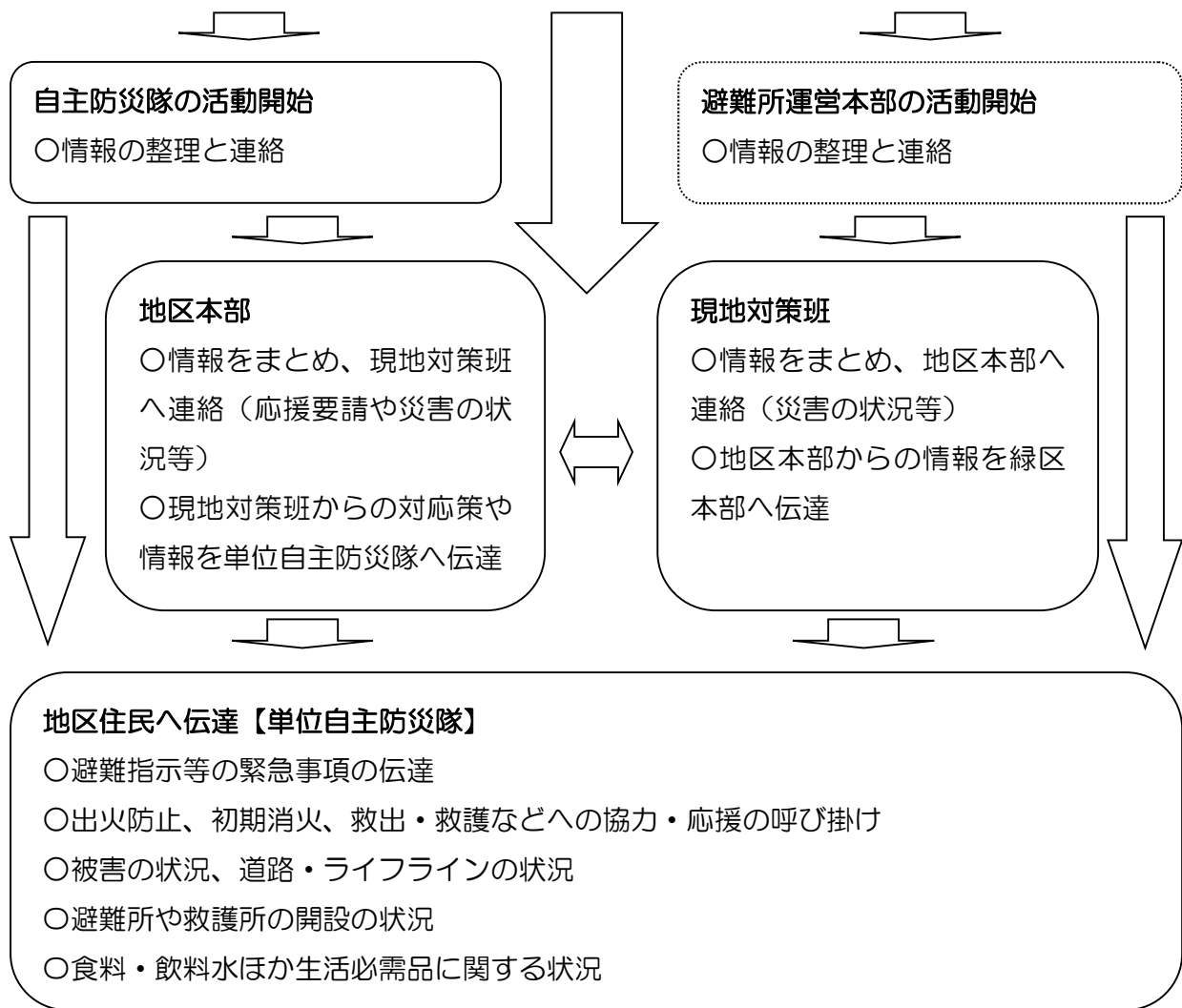
地震等関連情報等を把握【地区本部・単位自主防災隊】

○テレビ（テレビ神奈川等）、ラジオ（エフエムさがみ等）、携帯電話等による外部情報の収集

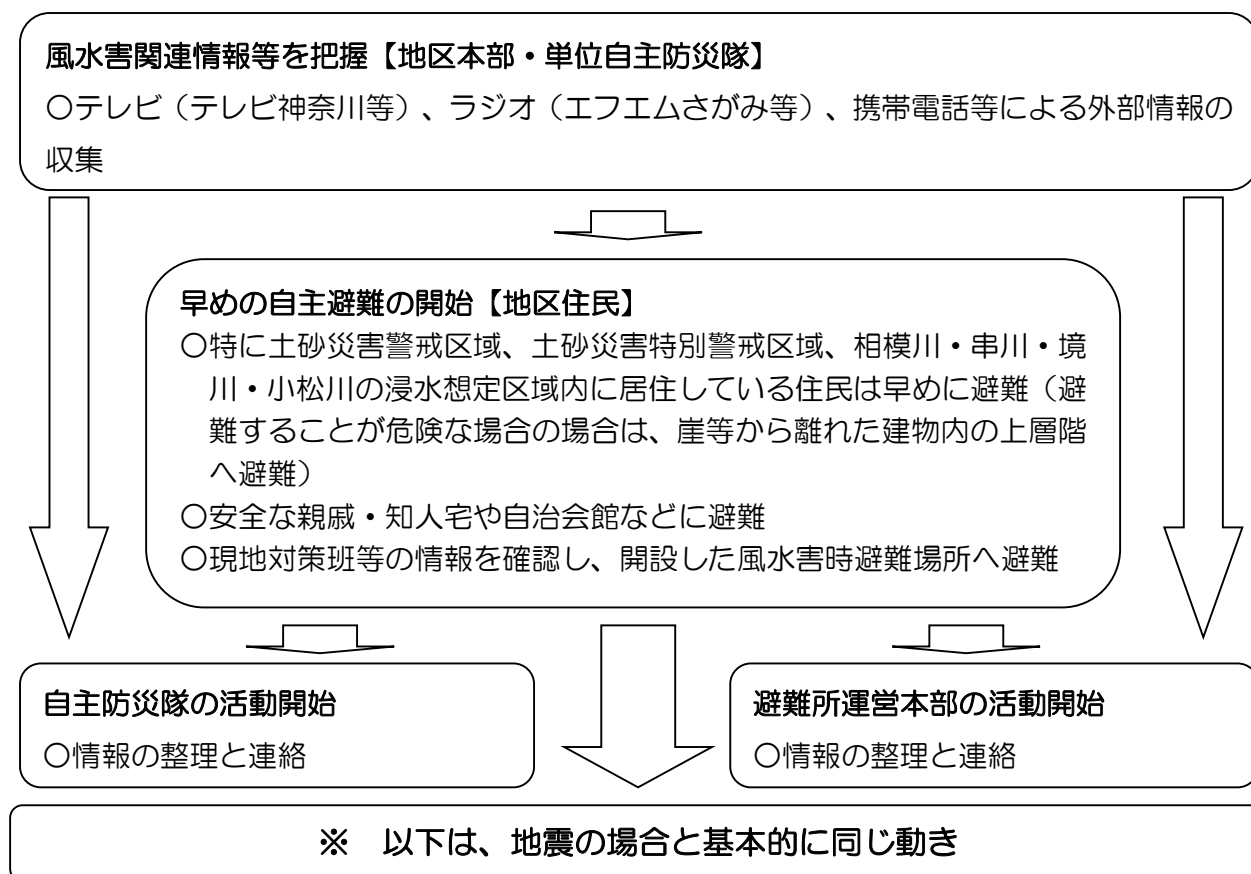


周囲の被害状況を把握【地区本部・単位自主防災隊】

○火災、救急（負傷者等）、障害物（道路上の交通障害等）などの把握
○場所（目印）、状況（何がどのような規模で発生しているかなど）の確認



(2) 風水害の場合



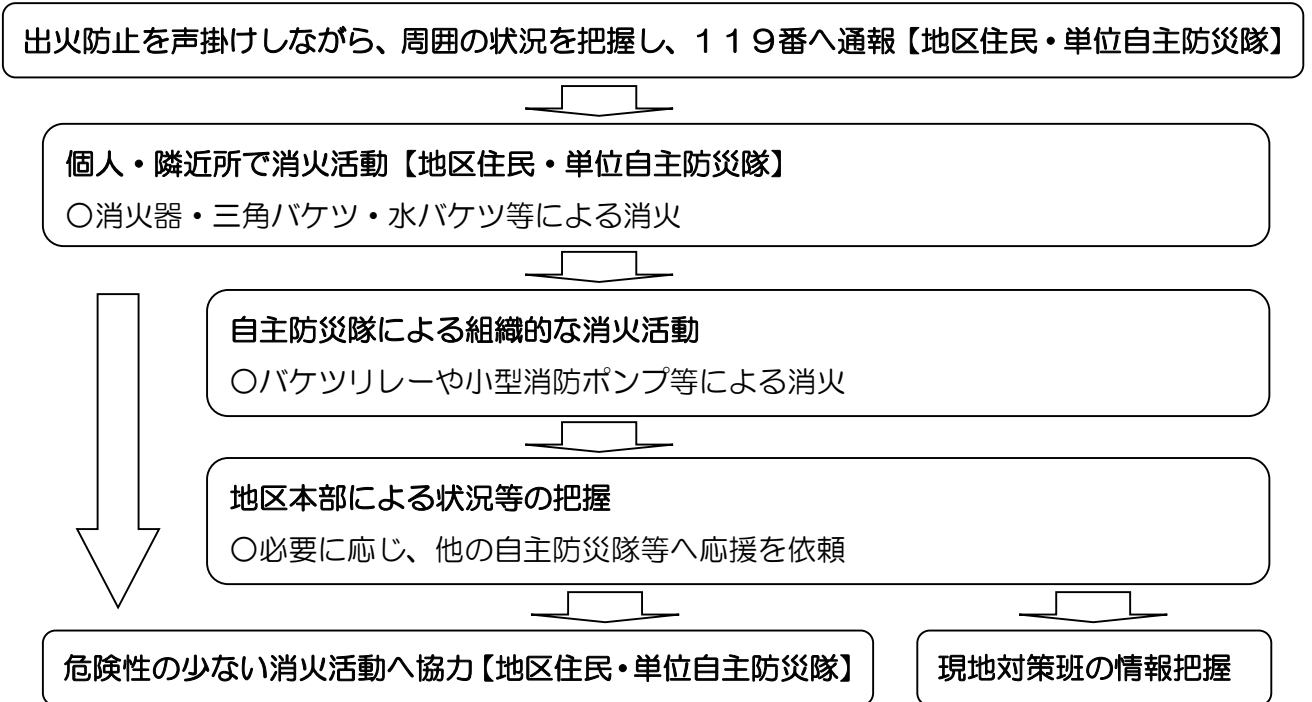
【市が発令する避難に関する情報】

警戒レベル	種類	とるべき行動内容等
3 災害のおそれあり	高齢者等避難	高齢者など、避難に時間のかかる人は危険な場所から避難する。その他の人も必要に応じ、避難の準備や自主的に避難を行う。
4 災害のおそれ高い	避難指示	危険な場所から全員避難する。（立退き避難又は屋内安全確保）
5 災害発生又は切迫	緊急安全確保	風水害時避難場所などへの立退き避難がかえって危険である場合に、緊急安全確保を行う。

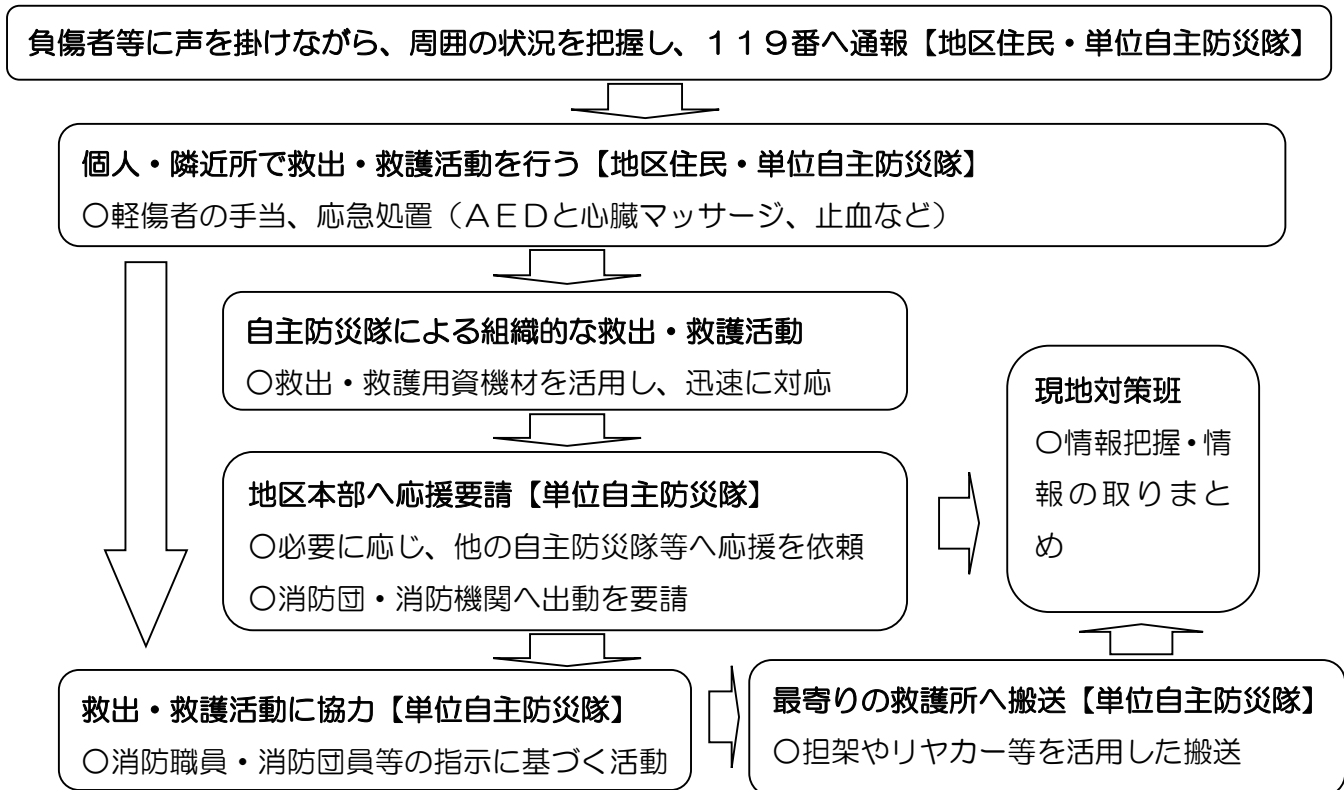
※緊急安全確保…適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかったことにより、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況になってしまった時に、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でのいる場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動すること。

4 応急対策活動

(1) 初期消火活動



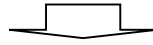
(2) 救出・救護・搬送



(3) 避難誘導

自主的な避難の判断【地区住民】

○火災の拡大、建築物の倒壊、地盤の崩壊等の被害発生の危険性がある場合



周辺住民への周知徹底を図り、避難時の注意事項を伝達【単位自主防災隊】

○避難に関する事項

- ・伝達事項…発令者、避難対象地域、避難指示の理由、避難先、避難経路等
- ・携行品…食料、薬、懐中電灯、日用品、衣類、貴重品等、必要最小限の生活用品のみ
- ・服装…長袖、長ズボン、ヘルメット、軍手、タオル等



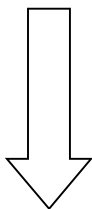
一時避難場所へ避難（事前に避難所等の開設状況を確認）【単位自主防災隊】

- 災害時要援護者に優先的に声を掛け、必要に応じて援助する（車椅子、リヤカー等）
- 自主防災隊を中心に、避難路を確保し、数人～数十人単位で避難

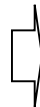


広域避難場所への移動が必要と判断される場合は避難者を誘導【単位自主防災隊】

○火災の延焼拡大による火煙や、ふく射熱から身を守る場合は広域避難場所へ



避難所運営本部の活動



現地対策班の情報把握



地区本部の情報把握

(4) 災害時要援護者対策

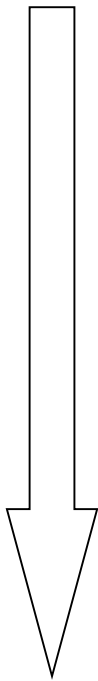
災害時要援護者が在宅する家屋等を巡回し、安否を確認【単位自主防災隊等支援組織】

- 高齢者については、民生委員・児童委員等と協力し、所在情報をもとに主体的に確認
- 身体・知的障害者については、民生委員・児童委員や関係団体等の協力を得て、戸別訪問、電話等により確認
- 保護者と離れた乳幼児等については、災害時要援護者支援班を中心に支援



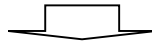
救出・救護、避難誘導の実施【単位自主防災隊等支援組織】

○単位自主防災隊、民生委員・児童委員等との連携により、主体的に救出活動を行い、避難所への誘導、援助を実施



地区本部に被災状況及び応援要請を連絡【単位自主防災隊等支援組織】

- 情報を取りまとめて、現地対策班へ連絡
- 必要に応じ、他の単位自主防災隊へ応援出動を依頼

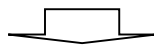
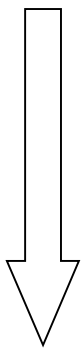


地区内の情報収集及び連絡・調整【地区本部】

- 城山地区内の被害情報や災害時要援護者の避難支援状況等の情報収集を行い、地区の状況について現地対策班に報告する。
- 必要に応じて、単位自主防災隊間及び現地対策班との応援要請等の連絡・調整を行う。
- 避難所運営協議会や現地対策班との連絡・調整をおこなうとともに、風水害時は風水害時避難場所等の状況把握に努める。

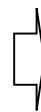
避難所運営本部において避難所の環境を整備【避難所運営協議会、単位自主防災隊等支援組織】

- 特別な援護が必要な災害時要援護者を把握
- 必要な情報を適切な方法で提供（音声、文字、手話等）
- 緊急物資等は優先的に提供
- 在宅の災害時要援護者への支援



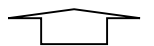
現地対策班の情報把握【現地対策班】

- 情報を取りまとめて、地区本部へ連絡



地区本部の情報把握【地区本部】

- 避難生活の状況や必要な支援等を取りまとめ



必要に応じて福祉避難所へ受入要請、搬送【現地対策班・市災害対策本部（災害時要援護者支援班）・家族】

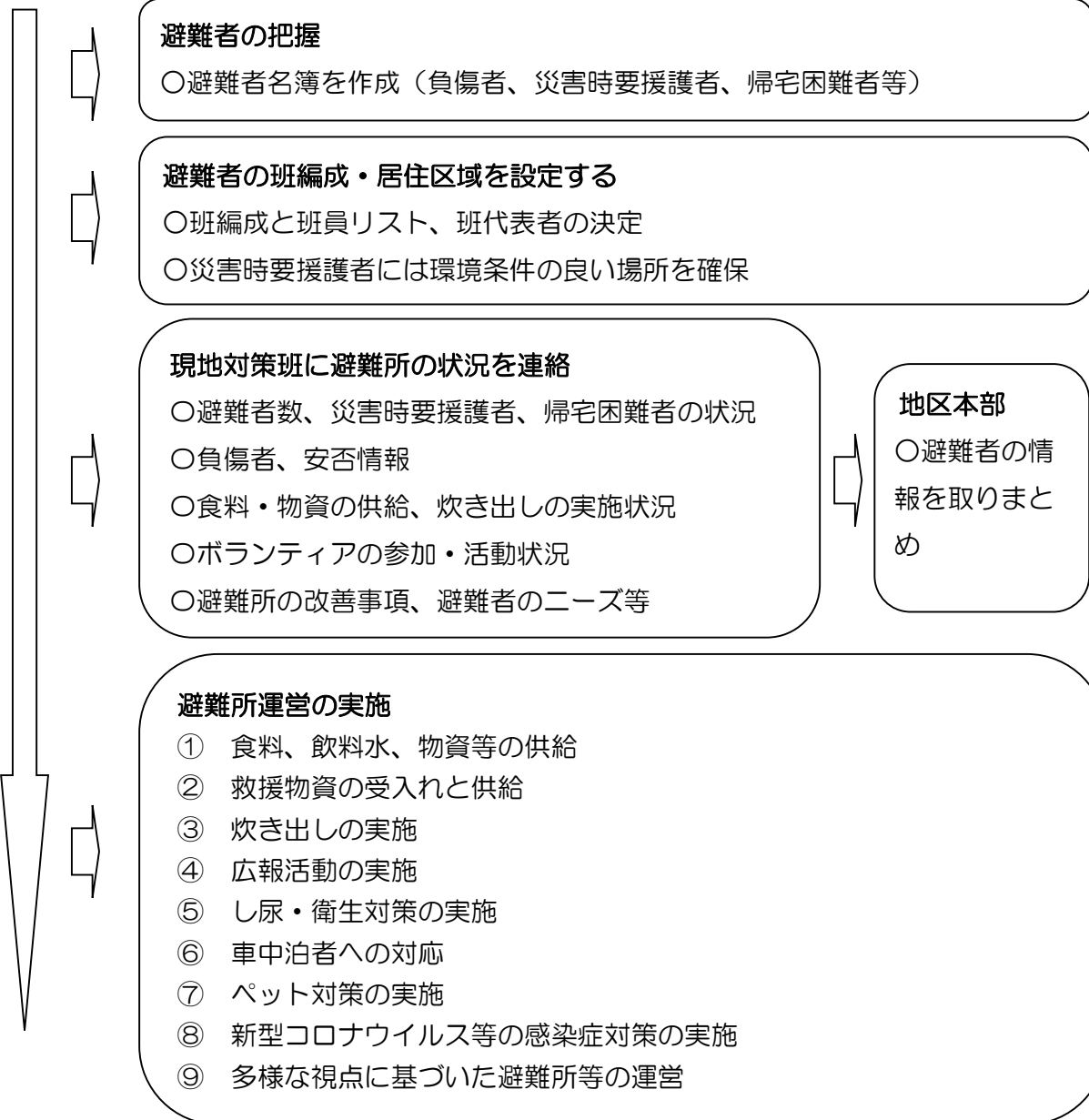
- 受入要請後、地区内のボランティアなどを活用し、福祉避難所へ災害時要援護者を搬送

(5) 避難所運営

<避難所運営における主な活動>

避難所運営本部の立ち上げ

- 避難所担当市職員の避難所開設への協力
- 避難所運営協議会の設置
- 作業班の編成（管理班、情報班、救護班、要援護者支援班、給水班、救援物資班、炊き出し班、安全・警備班等）
- ボランティア等との連携



負傷者への応急手当

- 保健室等での応急手当
- 重傷者を救護所等へ搬送

資 料

1 城山地区防災計画修正検討協議会 会則

(名称)

第1条 本協議会は城山地区防災計画修正検討協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、城山地区防災計画の修正に際し、城山地区の防災活動の方向性等について、会議等で検討し、まちづくり会議の意見及び相模原市の審査を踏まえ、その結果を計画書としてとりまとめることを目的とする。

(検討方針)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる検討を行う。

- (1) 関係法令の改正に基づく修正の検討を行う。
- (2) 改正相模原市地域防災計画に基づく修正の検討を行う。
- (3) その他修正を要する事項の検討を行う。

(構成及び任期)

第4条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 構成員の任期は、第1回の会議が開催された日から今回の修正が完了する日までとする。
- 3 構成員が退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長1人及び副会長1人を置くものとし、構成員の互選により選出する。

- 2 会長及び副会長の任期は、構成員の任期によるものとする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 3 会議は、構成員の半数以上の出席をもって開催することとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に諮り、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(公開)

第7条 会議は原則非公開とし、会長が必要と認める場合に限り、公開とすることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、緑区役所城山まちづくりセンターに置く。

(委任)

第9条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、令和4年2月24日から施行する。
- 2 協議会の第1回会議は、第6条の規定に関わらず、城山まちづくりセンター所長が招集する。
- 3 この会則は、目的が達成された時点をもって効力を失う。

別表（第3条関係）

分野	団体	人数
地域関係	城山地区自治会連合会	3名
保健福祉関係	城山地区民生委員児童委員協議会	1名
	城山地域包括支援センター	1名
	市社会福祉協議会城山地域事務所	1名
防犯・防災関係	城山地区連合自主防災隊防災専門員	2名
計		8名

2 城山地区防災計画修正検討協議会構成員名簿

役 職	氏 名	選 出 団 体	備 考
会 長	齋藤 信夫	城山地区自治会連合会	
委 員	小島 盛生	城山地区自治会連合会	
委 員	林 和博	城山地区自治会連合会	
委 員	伊藤 勉	城山地区民生委員児童委員協議会	
委 員	今森 淳子	城山地域包括支援センター	
委 員	臼井 勉	市社会福祉協議会城山地域事務所	
副会長	北島 彰	城山地区連合自主防災隊 防災専門員	
委 員	大貴 正弘	城山地区連合自主防災隊 防災専門員	

3 会議の経過

回 次	日 時	場 所	内 容
意見 交換会	令和3年12月21日 (火) 午後7時	城山総合事務所 第1別館 2階B会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)城山地区防災計画修正検討協議会の設置について ・修正概要の説明
第1回	令和4年2月24日 (木) 午後7時	城山総合事務所 第1別館 2階B会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)城山地区防災計画修正検討協議会の設置について ・城山地区防災計画修正(案)について(本編)
第2回	令和4年3月22日 (火) 午後7時	城山総合事務所 第1別館 2階B会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・前回会議の振り返り ・城山地区防災計画修正(案)について(資料編)
—	令和4年4月18日 (月) 午後7時	城山総合事務所 第1別館 2階B会議室	城山地区連合自主防災隊全体会の意見聴取
—	令和4年4月21日 (木) 午後7時	城山総合事務所 第1別館 2階B会議室	城山地区まちづくり会議の意見聴取